

一般社団法人日本接着歯学会  
慶弔内規

1. 本内規は一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という。）会員などの慶事、弔事について規定するものである。
2. 慶弔に関する情報は可及的速やかに、理事長及び本会事務局に連絡するものとする。
3. 本会会員が叙勲その他の褒章を受けた場合、理事長名による祝電を打つものとする。
4. 本会理事及び名誉会員が逝去した場合には、理事長名による弔電及び学会名を付した生花を捧げ、併せて理事長が指名した者が本会を代表して出席し香典を供えることとする。
5. 歯学関連学会の学会長及び本会賛助会員の代表者が逝去した場合には、理事長名による弔電を打つものとする。
6. 香典の金額については、理事長一任とする。
7. 連絡・通報等を事後に受けた場合は、慶弔は行わないものとする。ただし、理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。
8. 慶弔に関する記事は直近発行の機関誌“接着歯学”にその都度掲載するものとする。
9. 本内規の改廃は、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本内規は平成 28 年 12 月 2 日から施行する。